

## 地域包括支援センターの指定期間満了を見据えた区の検討状況について

港区立地域包括支援センター（以下「センター」といいます。）については、平成18年4月の開設当時から地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度を用いて運営しており、現指定管理者による運営は、令和9年3月31日をもって満了となります。

このため、区では、令和9年4月以降のセンターの運営に当たり、現指定管理者による運営状況や評価の分析を進めるとともに、生じている課題やその解決策など多角的な視点で検討しています。

つきましては、現時点におけるセンターの指定期間満了を見据えた区の検討状況について、以下のとおり報告します。

なお、区では、センターのほか、数多くの公の施設の管理運営の手法に指定管理者制度を用いていることから、同時期に指定期間の満了を迎える施設における管理運営の方向性（指定管理者制度の採用の有無、指定期間、利用料金制の採用の有無、使用許可権限の付与等）については、全庁横断的に検討し、同時期に決定することとしており、区議会や区民に対しては、令和8年1月下旬以降に、当該決定事項等の周知を開始する予定です。

## 1 現行の指定管理者及び概要等

事業者間における適正な競争を促し、公平かつ公正な事業者選定を図るため、公募によって事業候補者を募りました。区は、外部有識者を交えた選考委員会を設置し、厳正な審査の結果、現指定管理者を選考・選定した後、区議会による承認を得て決定しました。

なお、全地区のセンターが、それぞれ高齢者在宅サービスセンターや特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設との複合施設であることを考慮し、複合施設全体をグループ化し、一つの法人が一つの複合施設を管理運営しています。

## (1) センターと指定管理者（法人）

【単位：事業者】

地区	指定管理者（法人）	併設施設	応募者事業数
① 芝	医療法人財団湖聖会	デイ	1
② 麻布	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部東京済生会	デイ	1
③ 赤坂	社会福祉法人東京聖労院	デイ	2
④ 高輪	社会福祉法人奉優会	特養、デイ	1
⑤ 芝浦港南	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部東京済生会	特養、デイ、 ケアハウス	1

## (2) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

## (3) その他

利用料金制を採用し、施設の使用許可権限は付与していません。

## 2 区における指定期間の考え方の変遷

区では、令和4年3月、公の施設の管理運営に当たり、民間事業者のノウハウをより発揮し区民サービスの更なる向上を図るため、区と事業者のより連携した施設運営、事業者が公募に参加しやすい環境整備、区職員のマネジメント強化に関する運用を見直し、港区指定管理者制度運用指針及び指定管理者制度運用マニュアルを改正しました。

この改正において、区では、指定期間の考え方について、次のとおり改めました。

- 公募によるサービス向上につながる事業提案を促すため、標準的な指定期間は引き続き「5年」とし、高齢者施設（特別養護老人ホーム、ケアハウス、高齢者在宅サービスセンター、高齢者相談センター）については、複雑化した施設を取り巻く課題に対応し、施設利用者とその家族、関係団体等と長期的な関係性を構築して、利用者やその家族に寄り添った質の高いサービスを安定的に提供するため、指定期間を「10年」とします。

すなわち、区において、指定管理者による管理運営の方向性を決定した際には、次期指定期間が、現行の5年間から10年間に延長します。

◎ 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（10年間）

## 3 指定管理者制度を採用する利点として考えられる事項

- (1) 指定管理者が有する独自のネットワークや類似施設運営ノウハウの効果的な活用が見込めること。
- (2) 区民の生命が左右される緊急対応を要する場合に、現場職員の専門性を柔軟に生かした迅速な対応が見込めること。
- (3) 中長期的な運営体制の確保によって、専門職の安定的な確保、地域特性の把握、地域の関係機関との信頼関係の構築が期待でき、継続的かつ質の高い支援の提供が可能となること。

## 4 現状の主な課題（テーマ）やその解決策の方向性

資料3別紙のとおり。

## 5 当面の検討

令和6年度に厚生労働省老健局が示した「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）の一部改正について」では、新たな評価指標として「地域包括ケアシステムの構築・推進」の項目が設けられ、また、東京都による第二期地域保健福祉支援計画においても、地域での包括的な支援体制づくりが課題として示されるなど、港区の地域福祉の中核機関であるセンターに求められる役割は、今後益々増大していくと捉えています。

区は、引き続き、センターにおけるこれまでの実績や評価など、毎年度区が作成し公表している指定管理施設評価票をはじめ、地域包括支援センター運営協議会において確認、審議いただいている毎年度の事業報告や事業評価、これまでの間、区議会や区民から寄せられている御意見、毎月区がセンターを対象に実施しているモニタリングの結果などの分析を進めます。

さらに、今後の高齢者人口の増加を見据え、センターの管理運営に係る方向性ととも、現行事業の事務移管や創設、廃止なども視野に検討してまいります（主なテーマは項番4のとおり）。

その検討結果は、実務的な仕様書へ反映させていくなど、その効果の具現化、また最大化に努めてまいります。

## 6 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月 センターの管理運営の方向性等を確認、決定

【以下、指定管理者による管理運営を採用する場合の想定】

令和8年	1月上旬	指定管理者選定委員会（選考委員会や公募要項等の確認）
	下旬	港区議会「保健福祉常任委員会」（選考手続の詳細）
	2月上旬	第1回選考委員会（公募要項や選考基準の決定）
	中旬	公募要項の公表／応募の開始
※	3月下旬	≪令和7年度第3回地域包括支援センター運営協議会≫
	5月中旬	応募書類の提出期限
	6月中旬	第2回選考委員会（一次審査）
	下旬	第3回選考委員会（二次審査）
※	7月中旬	≪令和8年度第1回地域包括支援センター運営協議会≫
	下旬	指定管理者選定委員会（候補者の選定）
	9月	令和8年第3回港区議会定例会（指定管理者の指定議案）
	10月	令和8年第3回港区議会定例会の閉会
令和9年	4月	新指定期間の開始（10年間）